

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

(新設)

	担当課	砂防課	検索番号	4
法令名	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	根拠条項	第7条	
許認可等	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可、更新、変更			
(根拠規定)				
(行為の制限)				
法第七条 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。				
一 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為				
二 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造				
三 のり切、切土、掘さく又は盛土				
四 立木竹の伐採				
五 木竹の滑下又は地引による搬出				
六 土石の採取又は集積				
七 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの				
愛媛県急傾斜地崩壊危険区域管理規則				
(行為許可申請)				
第2条 法第7条第1項に定める許可(以下「許可」という。)を受けようとする者は、急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。				
(許可の期間の更新)				
第3条 許可の期間は、1年以内とし、期間の更新は、許可を受けた者の申請によりこれを行うことがある。				
(許可の内容の変更)				
第4条 許可を受けた者は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、急傾斜地崩壊危険区域内行為変更許可申請書(様式第4号)に第2条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。				
(許認可等の基準)				
行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について (平成6年9月30日付け河政発第52号建設省河川局長通知)				
五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について				

3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五七号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間は、それぞれ次のとおりである。

(1) 第七条第一項(急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可)

(1) 審査基準について

急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可は、当該行為の内容が当該急傾斜地崩壊危険区域の現況から判断して、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのないものについて行うこと。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行について
(昭和44年8月4日付け建河政発第64号建設事務次官通達)

三 急傾斜地崩壊危険区域における行為の制限について

急傾斜地崩壊危険区域における行為の制限は、急傾斜地の崩壊の防止上きわめて重要なことであるから、許可及び違反の取締りは厳正に行なうべきであるが、反面不当に国民の権利を制限することのないよう慎重に措置すること。

(その他)